

(証券コード 3840)
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
パ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 中 谷 文 明

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月18日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4D会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第30期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 4. 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第14条の規定により、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pathway.co.jp>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の個別注記表

監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①、②及び③の事項となります。

会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pathway.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、通信販売事業とブロックチェーン関連事業の2つのセグメントを有しております。属している市場は、化粧品とブロックチェーンとなっております。当連結会計年度の国内における景況感は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、10月以降は消費税増税や台風などの自然災害影響等により、個人消費は先行き不透明な状況が続きました。国内化粧品市場は、消費税増税前の駆け込み需要や増税後の反動はあったものの、増加傾向が続く訪日外国人によるインバウンド需要もあり、全体として緩やかな回復基調が継続しました。海外化粧品市場は、中国を含むアジアでは、香港などでの厳しい市場環境による影響があったものの、全体としては堅調に成長しました。新型コロナウイルス騒動の影響は、当連結会計年度に与えた影響は軽微であったものと認識しております。

このような環境のなか、当社グループは、通信販売事業における不採算部門の経費見直しを図りながら、取り扱い店舗数を増やすための営業活動や広告宣伝を行うとともに、新たな商品の開発・投入などを行ってきました。一方、前期において業績向上の主力となったクレンジング商品の取引中止などの影響がありました。

また、2018年8月に開始したブロックチェーン関連事業においては、収益化の目途が立たなかったことから撤退し、子会社株式は売却したほか、未回収の債権にはすべて貸倒引当金を計上しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,483百万円（前連結会計年度比32.5%減）、営業損失は546百万円（前連結会計年度は5百万円の営業利益）、経常損失873百万円（前連結会計年度は5百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は777百万円（前連結会計年度は157百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、既存商品の売上減少に歯止めをかけ、成長を維持するために、営業活動や広告宣伝活動を行うとともに、新商品の開発・投入を行いました。また、不採算部門の経費見直しを図り、採算の改善に努めました。一方で、前期に大きく売上を伸ばしたクレンジング商品の取引中止の影響が大きく影響しました。この結果、通信販売事業の売上高は、2,366百万円（前連結会計年度比34.5%）、営業損失は△150百万円（前連結会計年度は139百万円の営業利益）と

なりました。

(ブロックチェーン関連事業)

ブロックチェーン関連事業におきましては、期待した収益が計上できず、固定経費が上回る状態が続いたため、子会社株式を売却して事業撤退しました。この結果、売上高は117百万円（前連結会計年度比85.3%増）、営業損失は△262百万円（前連結会計年度は△32百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は137百万円で、その主なものは、ブロックチェーン関連事業に関する無形資産96百万円、新基幹ECシステムの導入28百万円などです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、次のとおりです。

①通信販売事業における海外事業の強化

当社グループは、自社ブランドの化粧品関連において、従来はアリババグループが運営するECプラットフォーム・天猫国際を通じて越境ECとして中国国内において事業展開を行ってまいりました。今後は、既存の越境ECの販路に加え、中国国内ECと実体店舗の販路を構築することが重要な課題となります。そのためには、いち早く中国国内販売で必須となるNMPA（旧CFDA）に登録を行うとともに中国企業との連携を強化してまいります。

②通信販売事業における自社商品の拡大

当社グループは、化粧品以外に健康・美容関連において、著名人とコラボした自社商品と他社商品の卸販売を行っております。前連結会計年度においては、クレンジング商品の大幅な売上増加がありましたが、当連結会計年度は、当該商品の取扱い中止により、売上高が減少し、営業赤字となりました。今後の重要な課題として、新たな成長の原動力となるような新商品を開発・投入してまいります。

③顧客層の拡大

当社の化粧品関連の商品について、既存のお客様から根強く支持されております。一方で、何らの販促活動も行わなければ、既存のお客様についても、一定の割合で他社の商品に乗り換えられるのも事実です。今後の重要な課題として、既存商品について、ファン層を拡大させ、支持を継続けられるような、リブランドを行ってまいります。

④成長資金の確保

上記のように新商品を投入し、また既存商品のリブランドを行っていくには、一定の広告・販促活動への投資が必要であり、その投資の効果が表れるには、一定の期間が必要になります。このような投資を行い、長期的に事業の成長を図るために必要な資金の確保が重要な課題となっております。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業利益5,079千円、親会社株主に帰属する当期純利益157,486千円を計上したものの、営業活動によるキャッシュ・フローが△209,508千円の赤字となりました。当連結会計年度におきましても、営業損失△546,216千円、親会社株主に帰属する当期純損失△777,815千円、営業活動によるキャッシュ・フロー△345,698千円を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは、以下の対策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

①本業への集中

当連結会計年度において、ブロックチェーン関連事業からは撤退しました。今後は、通信販売事業に人的資源および資金を集中し、M&Aによる投資機会があった場合にも、既存事業の成長につながるような関連多角化を行い、非関連多角化は、相当の収益性が見込める場合などに、投資機会を限定してまいります。

②店販チャネル

当社が取り扱っている化粧品は、現在においても、店頭でお買い上げいただける機会が多い商品です。販売力のある店舗様への営業活動を強化するとともに、それらの店舗のお客様のニーズにマッチする商品を開発し、投入してまいります。

③定期便モデルの強化

スキンケア商品等の商品を、定期便によって継続的にご購入いただける仕組みを強化してまいります。そのために、そのような商流の構築に強く、投資資金のある事業者との提携も進めてまいります。

④リブランディング投資

当社の商品は、長期にわたりご愛顧いただいている根強いファンのお客様がいます。こうしたお客様との関係を大切にしながら、新たなお客様にも当社の商品をご利用いただけるよう、デジタルマーケティング等の手法を用いて、リブランディングを行ってまいります。

⑤経費削減

業務の効率化による販売費及び一般管理費のさらなる削減や、その他の経費見直しを行ってまいります。また、広告および販促活動の効果を見極め、非効率な広告・販促投資を控えることにより、収益に悪影響を与えることのないコスト削減を行ってまいります。

⑥財務基盤の強化

手元流動性を確保して安定的な事業運営を行うとともに、中長期にわたる成長を見込んだ投資を行えるような財務基盤を確立するために、安定的な資金調達を行ってまいります。

2. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2017年3月期)	第28期 (2018年3月期)	第29期 (2019年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	3,397,103	3,412,353	3,678,558	2,483,937
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	△987,647	△11,937	157,486	△777,815
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△53.95	△0.59	5.58	△27.54
総 資 産 (千円)	1,488,896	2,808,820	2,746,119	1,203,509
純 資 産 (千円)	545,311	1,856,126	1,529,295	743,384
1株当たり純資産額 (円)	26.03	61.83	53.86	26.32

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 売上高には、税込処理を採用している一部の子会社を除き消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第27期 (2017年3月期)	第28期 (2018年3月期)	第29期 (2019年3月期)	第30期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	38,528	—	41,538	34,544
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,122,512	△135,831	△98,143	△493,878
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△61.31	△6.68	△3.48	△17.49
総 資 産 (千円)	555,369	1,670,848	2,016,787	1,124,201
純 資 産 (千円)	516,220	1,635,211	1,537,068	1,043,189
1株当たり純資産額 (円)	26.71	57.90	54.43	36.94

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、
自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会 社 名	住 所	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 マードゥレクス	東京都渋谷区	80,000千円	100.0	化粧品のE C・ダイレクトマーケティング
株式会社 ジヴァスタジオ	東京都渋谷区	75,000千円	100.0	ライフスタイル商材・美容健康 関連商材の企画・開発及び通販 流通
女優肌(上海)化粧品有限公司	上 海 市	－	間接所有 100.0	中国国内での化粧品のマーケ ティング、ライセンス管理

(注) 1. 当社の子会社は、上記の子会社3社であります。

2. 2020年3月26日において、連結子会社である株式会社マードゥレクスの100%子会社として、女優肌(上海)化粧品有限公司を設立し、当社の連結子会社としました。

4. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

企業集団の主要な事業内容は、以下のとおりであります。

事 業	主 要 サ ー ビ ス 等
通 信 販 売 事 業	・「エクスボーテ Ex:beaute」ブランド化粧品の販売 ・「美と健康」をキーワードとした商品の企画開発 ・上記商品のTV・カタログ・Web・店頭を通じた販売

5. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

当 社	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社 マードゥレクス	(本 社) 東京都渋谷区
株式会社 ジヴァスタジオ	(本 社) 東京都渋谷区

6. 使用人の状況（2020年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前期末比増減
通信販売事業	43名	4名増
ブロックチェーン関連事業	0名	3名減
全社（共通）	3名	1名増
合計	46名	2名増

- (注) 1. 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3名	1名増

- (注) 使用人数には、使用人兼務取締役及び受入出向者を含め、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

Ⅱ 会社の状況

1. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 69,378,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,240,000株
- (3) 株主数 4,538名（前期末比306名増）
- (4) 大株主（10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
Ｏ a k キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	7,807,400	27.64
韓 震	1,800,000	6.37
Blockchain Global Limited	1,200,000	4.24
株 式 会 社 ジ ー ク ス	646,000	2.28
INTERACTIVE BROKERS LLC	499,100	1.76
株 式 会 社 S B I 証 券	473,000	1.67
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	364,400	1.29
濱 野 晃 浩	301,500	1.06
依 光 達 郎	250,000	0.88
野 本 豊	245,100	0.86

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 谷 文 明	株式会社ジークス代表取締役 株式会社マードゥレクス 取締役 株式会社ジヴァスタジオ 取締役
取 締 役 (注) 5	稲 葉 秀 二	株式会社ユニヴァ・コーポレーション代表取締役会長
取 締 役 (注) 5	古 川 英 一	株式会社TMAC代表取締役社長
取 締 役 (注) 5	津 川 弘 行	株式会社コーポレイトディレクション プリンシパル
取 締 役 (注) 1、3	伊 藤 雅 彦 いとう まさひこ	株式会社デルタウィンコンサルティング 代表取締役
常 勤 監 査 役 (注) 2	福 田 優 ふくだ まさる	株式会社マードゥレクス 監査役 株式会社ジヴァスタジオ 監査役
監 査 役	藤 井 幸 雄 ふじ い ゆき お	フロンティア監査法人 統括代表社員 株式会社ジークス 監査役
監 査 役 (注) 2、3、4	廣 瀬 健 太 郎 ひろ せ けん た ろう	シリウス総合法律事務所

- (注) 1. 取締役伊藤雅彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福田優氏及び廣瀬健太郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役伊藤雅彦氏及び社外監査役廣瀬健太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役廣瀬健太郎氏は、弁護士であります。
5. 取締役稲葉秀二、古川英一、津川弘行は、2020年2月27日開催の臨時株主総会で選任されました。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	20,800千円 (5,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,500千円 (8,100千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	31,300千円 (13,800千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年5月27日開催の臨時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 伊藤 雅彦

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役伊藤雅彦氏は、株式会社デルタウィンコンサルティングの代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当社又は当社の人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係
該当事項はありません。
- v. 当該事業年度における主な活動内容
社外取締役伊藤雅彦氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会19回
の内、17回に出席し、議案審議等の疑問点等をつため発言を適宜行っております。
当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じることがない独立役員として指定し、株式会社
東京証券取引所にその旨を届け出ております。
- vi. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

② 監査役 福田 優

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当該事業年度における主な活動内容
社外監査役福田優氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会19回及び監査役会15回の内、取締役会19回及び監査役会15回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
- v. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

③ 監査役 廣瀬 健太郎

- i. 他の法人等の業務執行役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外監査役廣瀬健太郎氏は、弁護士であり、シリウス総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ii. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- iv. 当該事業年度における主な活動内容
社外監査役廣瀬健太郎氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役会19回及び監査役会15回の内、取締役会15回及び監査役会15回に出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。
- v. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とするものであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 R S M清和監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人である R S M清和監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。

上記のほか、監査役会は、会計監査人が適正な監査の遂行が困難であると判断した場合に、会社法第344条に定める手続きに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,064,227	流 動 負 債	410,381
現 金 及 び 預 金	251,928	買 掛 金	167,585
受取手形及び売掛金	213,789	未 払 金	164,466
商 品 及 び 製 品	520,301	未 払 法 人 税 等	5,066
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	50,923	賞 与 引 当 金	16,831
短 期 貸 付 金	328,617	返 品 調 整 引 当 金	3,551
そ の 他	37,111	ポ イ ン ト 引 当 金	23,598
貸 倒 引 当 金	△338,446	訴 訟 損 失 引 当 金	12,091
固 定 資 産	139,282	そ の 他	17,190
有 形 固 定 資 産	2,552	固 定 負 債	49,743
建 物 及 び 構 築 物	336	債 務 保 証 損 失 引 当 金	49,743
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,216	負 債 合 計	460,124
無 形 固 定 資 産	60,297	純 資 産 の 部	
の れ ん	59,036	株 主 資 本	743,384
そ の 他	1,261	資 本 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	76,432	資 本 剰 余 金	959,509
敷 金 及 び 保 証 金	76,182	利 益 剰 余 金	△316,124
そ の 他	10,411	純 資 産 合 計	743,384
貸 倒 引 当 金	△10,161	負 債 純 資 産 合 計	1,203,509
資 産 合 計	1,203,509		

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,483,937
売上原価		1,138,786
売上総利益		1,345,151
販売費及び一般管理費		1,891,368
営業外収益		△546,216
受取利息	24	
受取手数料	2,356	
債務保証損失引当金戻入額	1,508	
その他	743	4,633
営業外費用		
支払利息	65	
貸倒引当金繰入額	328,617	
その他	2,827	331,510
経常損失		△873,094
特別利益		
子会社株式売却益	310,836	310,836
特別損失		
固定資産除却損	5,901	
減損損失	122,318	
訴訟損失引当金繰入額	12,091	
事業撤退損	66,469	206,781
税金等調整前当期純損失		△769,039
法人税、住民税及び事業税	13,257	
法人税等調整額	3,939	17,196
当期純損失		△786,236
非支配株主に帰属する当期純損失		△8,420
親会社株主に帰属する当期純損失		△777,815

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
2019年4月1日 残高	2,438,187	2,095,801	△3,012,788	1,521,200
連結会計年度中の変動額				
減 資	△2,338,187	2,338,187		－
欠 損 填 補		△3,474,479	3,474,479	－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			△777,815	△777,815
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－
当 期 変 動 額 合 計	△2,338,187	△1,136,292	2,696,663	△777,815
2020年3月31日 残高	100,000	959,509	△316,124	743,384

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2019年4月1日 残高	△166	△166	8,260	1,529,295
連結会計年度中の変動額				
減 資				－
欠 損 填 補				－
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				△777,815
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	166	166	△8,260	△8,094
当 期 変 動 額 合 計	166	166	△8,260	△785,910
2020年3月31日 残高	-	-	-	743,384

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	282,709	流 動 負 債	81,011
現 金 及 び 預 金	56,735	関 係 会 社 短 期 借 入 金	60,000
短 期 貸 付 金	328,617	未 払 金	6,549
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	211,500	未 払 費 用	540
未 収 消 費 税 等	4,703	未 払 法 人 税 等	950
そ の 他	17,833	預 り 金	868
貸 倒 引 当 金	△336,682	訴 訟 損 失 引 当 金	12,091
固 定 資 産	841,492	そ の 他	11
投 資 そ の 他 の 資 産	841,492	負 債 合 計	81,011
関 係 会 社 株 式	841,492	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	1,124,201	株 主 資 本	1,043,189
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	1,437,068
		資 本 準 備 金	1,304,896
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,171
		利 益 剰 余 金	△493,878
		繰 越 利 益 剰 余 金	△493,878
		純 資 産 合 計	1,043,189
		負 債 純 資 産 合 計	1,124,201

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,544
売上原価		－
売上総利益		34,544
販売費及び一般管理費		168,221
営業損		△133,677
営業外収益		
受取利息	1,778	
有価証券利息	1,759	
その他の	18	3,556
営業外費用		
支払利息	157	
為替差損	3,382	
貸倒引当金繰入	328,617	332,157
経常損		△462,278
特別損失		
子会社株式売却損	25,499	
減損損	1,426	
訴訟損失引当金繰入	3,723	30,650
税金等調整前当期純損失		△492,928
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損		△493,878

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰越利益剰余金	
2019年4月1日 残高	2,438,187	2,441,189	132,171	2,573,360	△3,474,479	1,537,068
事業年度中の変動額						
減 資	△2,338,187	△1,136,292	3,474,479	2,338,187		
欠 損 填 補			△3,474,479	△3,474,479	3,474,479	
当 期 純 損 失					△493,878	△493,878
事業年度中の変動額合計	△2,338,187	△1,136,292	－	△1,136,292	2,980,600	△493,878
2020年3月31日 残高	100,000	1,304,896	132,171	1,437,068	△493,878	1,043,189

	純資産合計
2019年4月1日 残高	1,537,068
事業年度中の変動額	
減 資	
欠 損 填 補	
当 期 純 損 失	△493,878
事業年度中の変動額合計	△493,878
2020年3月31日 残高	1,043,189

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

パス株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤 本	亮 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	平 澤	優 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

パス株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	藤 本	亮 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	平 澤	優 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、意見表明等いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

パ ス 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 福 田 優 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 藤 井 幸 雄 ㊞

監 査 役 廣 瀬 健 太 郎 ㊞
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役役において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なか や ふみ あき 中 谷 文 明 (1963年6月10日)	1986年7月 株式会社ジークス設立代表取締役（現任） 2006年2月 株式会社ストラトキャスト取締役（現任） 2006年11月 株式会社マードウレクス代表取締役 2006年11月 株式会社ジヴァスタジオ代表取締役 2007年10月 株式会社インデックス代表取締役 2011年1月 株式会社サイコー代表取締役（現任） 2014年1月 ヴィスタコミュニケーションズ株式会社取締役（現任） 2015年7月 株式会社インデックス取締役（現任） 2015年8月 当社子会社株式会社マードウレクス取締役 2015年8月 当社子会社株式会社ジヴァスタジオ取締役 2016年6月 当社取締役（現任） 2019年12月 当社代表取締役社長（現任）	一株
2	い とう まさ ひこ 伊 藤 雅 彦 (1963年11月2日)	1984年11月 河本会計事務所入所 1988年1月 日本ウエルカム株式会社（現グラクソ・スミスクライン株式会社）入社 1994年11月 シールドエアージャパン株式会社入社 2001年11月 PwCコンサルティング株式会社入社 2004年2月 ベリングポイント株式会社入社 2006年10月 株式会社日立コンサルティング入社 2010年6月 アーンストアンドヤングアドバイザリー株式会社入社 2013年11月 株式会社デルタウィンCFOパートナーズ（現：株式会社デルタウィンコンサルティング）入社 2014年2月 同社代表取締役（現任） 2016年6月 当社取締役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	稲葉 秀二 (1962年10月17日)	1985 年 4 月 株式会社リクルート入社 2004 年 4 月 株式会社リクルートビジュアルコミュニケーションズ (現：ジュピタービジュアルコミュニケーションズ) 取締役兼ゼネラルマネージャー 2006 年 8 月 UNIVA CAPITAL Group,Inc.設立 会長 兼 グループ CEO就任 (現任) 2020 年 2 月 当社取締役 (現任)	一株
4	古川 英一 (1963年6月5日)	1987 年 4 月 野村證券株式会社入社 1999 年 5 月 TOKYO企業情報株式会社 (現：株式会社TMAC) 入社 2004 年 6 月 同社 代表取締役就任 (現任) 2020 年 2 月 当社取締役 (現任)	一株
5	津川 弘行 (1982年5月10日)	2006 年 4 月 株式会社コーポレートディレクション入社 2016 年 10 月 同社 プリンシパル就任 (現任) 2020 年 2 月 当社取締役 (現任)	一株

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.伊藤雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.伊藤雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、これまでの経歴で培われた豊富な経験と知見に基づき、社外取締役として、当社の経営に対する有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
- 4.伊藤雅彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- 5.当社は、伊藤雅彦氏との間で、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、伊藤雅彦氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 7.所有する当社の株式数には、パスグループ役員持株会における持ち分を含めた実質持株数を記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井幸雄氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
ふじ 藤 井 幸 雄 (1959年12月11日)	2007 年 2 月 フロンティア監査法人設立統括代表社員（現任） 2007 年 7 月 株式会社アールイーキャピタル代表取締役（現任） 2012 年 4 月 株式会社ジークス取締役 2012 年 4 月 株式会社インデックス取締役 2012 年 4 月 株式会社マードゥレクス取締役 2012 年 4 月 株式会社ジヴァスタジオ取締役 2012 年 7 月 株式会社インデックス監査役（現任） 2015 年 7 月 当社子会社ジークス監査役（現任） 2016 年 6 月 当社監査役（現任）	一株

- (注) 1.藤井幸雄氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2.藤井幸雄氏の当社監査役就任期間は、本総会締結の時をもって4年となります。
- 3.藤井幸雄氏は、会計監査人としての豊富なキャリアに基づく経営に関する専門知識を当社監査体制に活かして頂きたく、監査役として就任をお願いするものであります。
- 4.当社は、藤井幸雄氏との間で、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

以上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

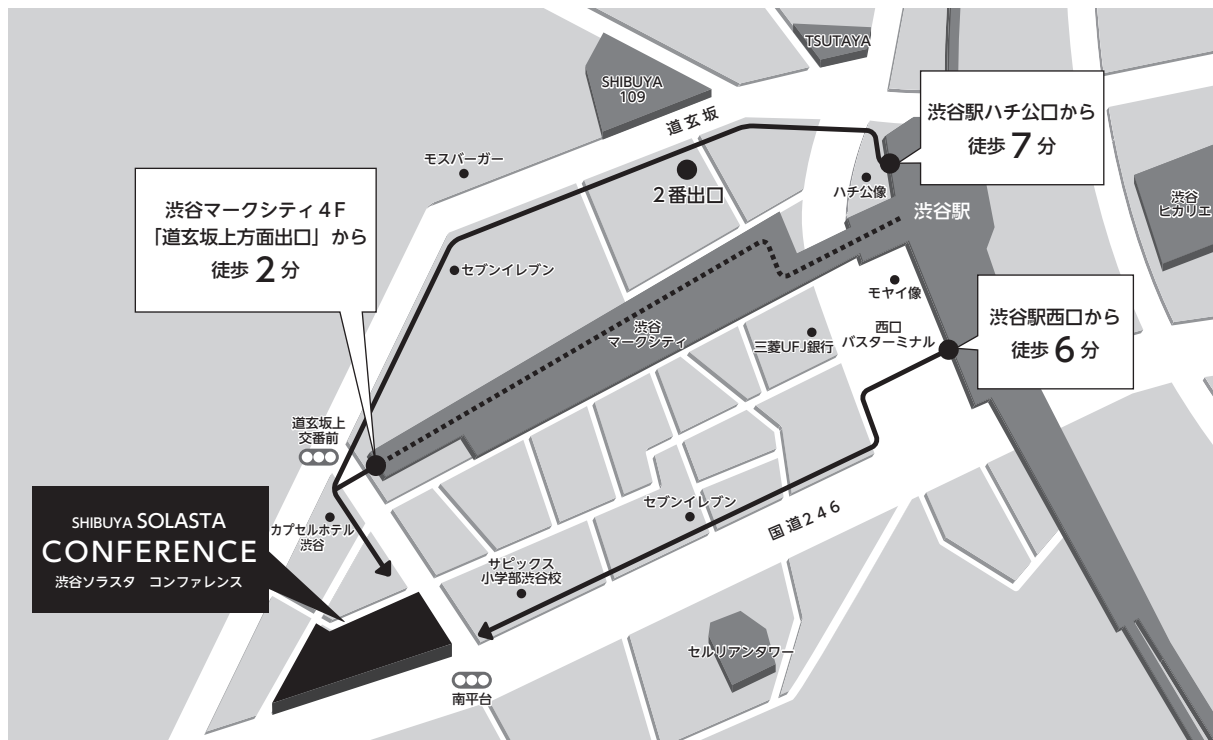
[illegible]

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ
渋谷ソラスタコンファレンス 4階 4D会議室
T E L：03-5784-2604



[交通のご案内]

渋谷駅西口から 徒歩 6分

渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2分

渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。